

飼料価格高騰対策緊急支援事業の申請について

～重点支援地方交付金活用事業～

事業申請するための要件

①岐阜県内で家畜を飼養し、令和8年度の間継続して飼養する見込みがある

②次に掲げる団体と配合飼料価格安定基金の契約をしていること

配合飼料価格安定基金	契約先
全農系	・岐阜県内の各J A (※全農との直接契約可)
専門農協系	・岐阜県酪農農業協同組合連合会の会員農協 (全酪との直接契約可) ・岐阜養鶏農業協同組合
商系	・(一社)岐阜県配合飼料価格安定基金協会

③配合飼料の使用量削減に資する取組を1つ以上取り組むこと

肉用牛農家で、粗飼料分支援にも参加する場合は**2つ以上**取り組むこと

申請手続き

事業に参加を希望する者は、速やかに必要な書類を整え、事業実施報告書を整え、下記送付先に郵送してください。

(1) 参加申請書送付先

岐阜県畜産協会 〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館
TEL 058-273-9205

(2) 提出締め切り

補填が実施されない場合 : 令和8年7月1日～31日【必着】
補填対象数量が確定した場合 : 令和8年8月中旬～9月3日【必着】

(3) 申請に必要な書類

○事業参加申請書

○基金団体から発出される配合飼料価格差補填金の交付通知書の写し

- ・令和8年度第1四半期の契約数量・補填対象数量がわかる書類
- ・県内で複数基金と契約がある場合は、その全ての写しを提出する事

○岐阜県以外でも家畜をしている者は、補填対象数量のうち岐阜県内で飼養する家畜に給与する分の数量であることが分かる書類

○昨年度の奨励金の振込口座から変更する場合は、振込先口座の写し

- ・電算処理を行うので、普通預金の場合は、通帳の表紙と1ページ写し
- ・当座預金の場合は、口座名義人及び、金融機関・店・口座の各番号がわかる書類

基金の交付通知書は、申請に必要な書類のため、大切に保管しておいてください。